

(3) 日本の法制度

3-8) 環境影響評価法

3-8-1) 日本における環境影響評価制度の経緯

a) 環境影響評価とは

環境影響評価（いわゆる環境アセスメント）とは、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施にあたりあらかじめその事業による環境への影響について自ら適正に調査、予測または評価を行い、その結果に基づいて環境保全措置を検討することなどにより、その事業計画を環境保全上より望ましいものとしていく仕組みである。

b) 環境影響評価制度の経緯

1964年（昭和44年）に米国で、アメリカ合衆国国家環境政策法（NEPA：National Environment Policy Act.）として制度化されて以来、世界各国で環境影響評価の制度化が進展した。現在ではOECD加盟29ヶ国全てが環境影響評価の手続きを規定する法制度をもっている。

わが国においては昭和47年6月に「各種公共事業に係る環境保全対策について」の閣議了解を行い、国の行政機関はその所掌する公共事業について、事業実施主体に対して「あらかじめ、必要に応じ、その環境に及ぼす影響の内容及び程度、環境破壊の防止策、代替案の比較検討等を含む調査検討」を行わせ、その結果に基づいて「所要の措置」をとるよう指導することとし、これにより本格的な環境影響評価に関する取組が始まった。

その後、港湾法や公有水面埋立法の改正（昭和48年）等により、港湾計画の策定や公有水面埋立の免許等に際し、環境に与える影響について事前に評価することとなった。また、瀬戸内海環境保全臨時措置法（昭和48年制定、同53年に瀬戸内海環境保全特別措置法と改正）にも環境影響評価に関する規定が設けられた。さらに、自然環境保全法に基づき自然環境保全基本方針（同48年）が定められ、この中でも環境影響評価に関する方針が示された。また、発電所立地（同52年、通商産業省省議決定）、整備五新幹線（同54年、運輸省通達）等、行政指導等の形で環境影響評価が行われることとなった。

一方、地方公共団体においても、条例については川崎市（同51年）、要綱については福岡県（同48年）を始めとして環境影響評価の制度化が進められた。

こうした中で、昭和40年代以降に計画が具体化した苫小牧東部、むつ小川原等の大規模工業開発を中心とする地域開発計画については、その実施が環境に重大な支障を及ぼさないよう環境影響評価が実施されてきた。

また、大規模な国家プロジェクトに関しては環境影響評価を実施すべきとする観点から、閣議で決定された本州四国連絡橋児島・坂出ルート建設事業について環境影響評価が実施された。

このように、個別法、事業官庁による行政指導等の形で具体的な環境影響評価事例が積み重ねられる中で、統一的な手続きによる環境影響評価の適切かつ円滑な実施が重要な政策課題となってきた。このため、環境庁においては、昭和54年に出された「速やかに環境影響評価の法制度化を図られたい」旨の中央公害対策審議会の答申を踏まえ、

環境影響評価の法制化を図るための調整を進めた。調整は難航したものの、政府・与党の調整の結果、昭和 56 年 4 月に環境影響評価法案が国会に提出された。

しかし、この法案については、衆議院環境委員会で審議が行われたものの採決には至らず、その後継続審査を繰り返した後、昭和 58 年 11 月の衆議院の解散に伴い、審議未了・廃案となった。法案の国会再提出も見送られたため、当面の事態に対応するため行政ベースで実効ある措置を早急に講ずるべく、昭和 59 年 8 月に「環境影響評価の実施について」の閣議決定を行い、政府として法案の要綱を基本とした統一的なルールに基づく環境影響評価を実施することとなった。

その後、環境影響評価は、この閣議決定された「環境影響評価実施要綱」、公有水面埋立法等の個別法や個別行政指導、地方公共団体の条例や要綱等に基づき着実に実施され、社会に定着してきた。特に、閣議決定された「環境影響評価実施要綱」による環境影響評価（閣議決定アセス）は、制度が開始されてから合計 426 件の事業について実施されたところである。その一方で、法律に基づかない行政指導による環境影響評価制度について、制度的な限界も指摘されてきた。

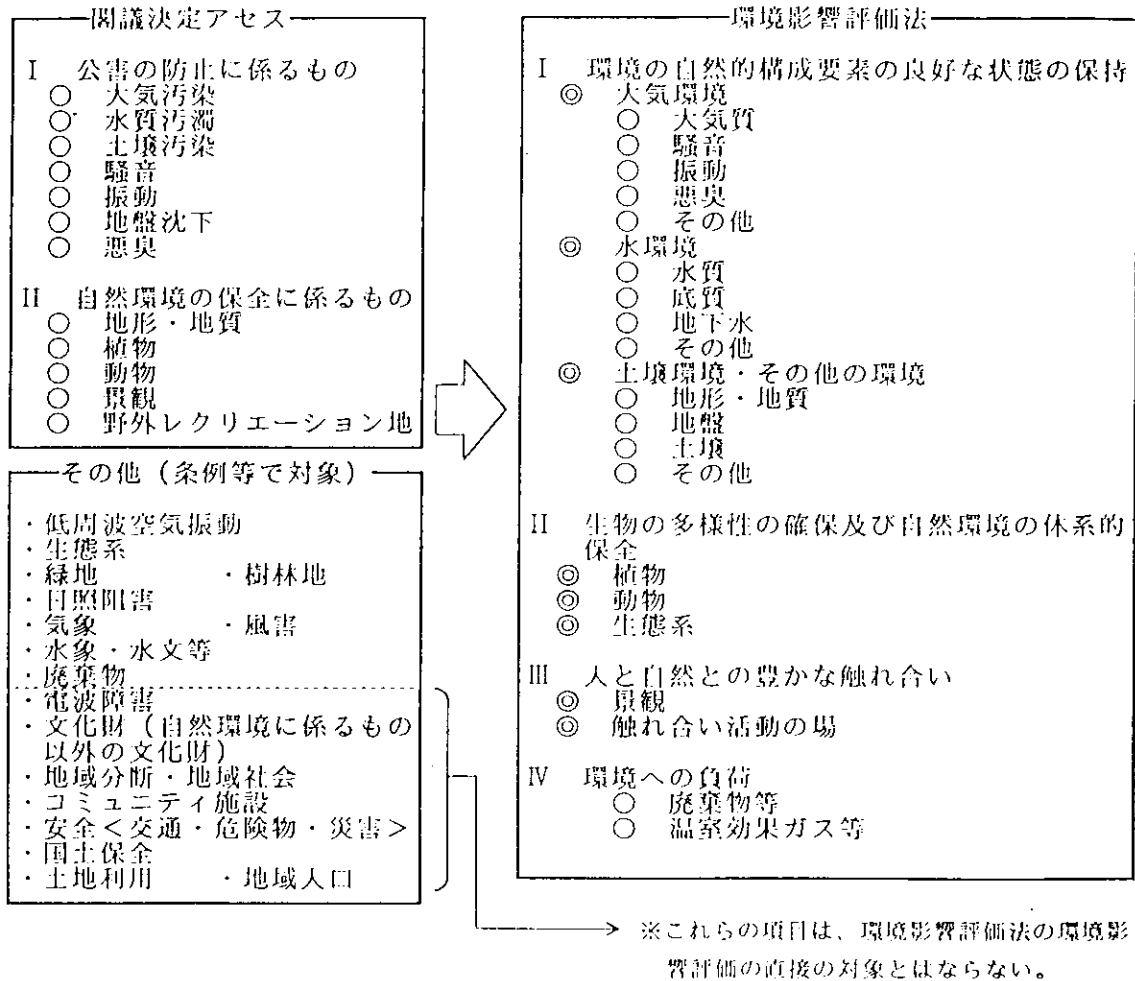
平成 4 年にリオデジャネイロで開催された「国連環境開発会議」では、地球環境問題の顕在化に伴い、いかにして持続可能な開発を実現するかという大きな課題が認識されるようになり、これを受けて我が国では平成 5 年に環境基本法が制定され、この中で初めて国全体の施策として環境影響評価が法律上位置づけられた。

環境基本法 第 20 条（環境影響評価の推進）

国は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

この環境基本法の国会審議の過程で法制化も含め環境影響評価制度の所要の見直しを検討する旨、宮沢総理大臣が答弁し、これを受け関係省庁の参加のもとに環境庁に「環境影響評価制度総合研究会」を設け、環境影響評価制度を巡る諸課題ごとに横断的、総合的に分析する作業を実施した。平成 8 年 6 月にはこの研究会の報告がとりまとめられ、更に中央環境審議会の答申を平成 9 年 2 月に得て、同年 3 月に環境影響評価法案の政府案の閣議決定を行い、国会に法案が提出された。この法案は、同年 5 月 6 日に衆議院、同年 6 月 9 日に参議院で全会一致をもって可決成立し、同年 6 月 13 日に公布された。

生物の多様性分野の環境影響評価技術検討会（1999）：生物の多様性分野の環境影響評価技術検討会中間報告書、生物の多様性分野の環境影響評価技術（1）- スコーピングの進め方について - 環境庁



対象項目となる環境要素の範囲（新旧比較）

生物の多様性分野の環境影響評価技術検討会(1999):生物の多様性分野の環境影響評価技術検討会中間報告書、生物の多様性分野の環境影響評価技術(1)-スコーピングの進め方について- 環境庁

(3) 日本の法制度

3-8) 環境影響評価法

3-8-2) 環境影響評価法の目的と対象事業

a) 環境影響評価法の目的

環境基本法第20条は、環境影響評価を推進するために国が必要な措置を講ずることを求めている。これを受けて、環境影響評価法は、国の制度として、環境影響評価の具体的な手続き等を規定しており、法の目的として、次の点を明らかにしている。

環境影響評価が、環境の保全上極めて重要であるとの認識に立っていること。

環境影響評価の手続き等を定めるとともに、その結果を事業の内容に反映させるための措置を取ること等により、事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保すること。

現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することを究極的な目的とすること。

b) 環境影響評価法の対象事業

本法の対照とする事業は、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれがあり、かつ、国が実施し、または許認可等を行う事業である

必ず環境影響評価を行う一定規模以上の事業（第一種事業）を定めるとともに、第一種事業に準ずる規模を有する事業（第二種事業）を定め、個別の事業や地域の違いを踏まえ環境影響評価の実施の必要性を個別に判定する仕組み（スクリーニング）を設けている。

「第一種事業」= 必ず環境影響評価を行う一定規模以上の事業

「第二種事業」= 第一種事業に準ずる規模を有し、環境影響評価を行う必要があるかどうかについて許認可等を行う行政機関が都道府県知事の意見を聴いて、個別に判定する事業。

生物の多様性分野の環境影響評価技術検討会（1999）：生物の多様性分野の環境影響評価技術検討会中間報告書、
生物の多様性分野の環境影響評価技術（1）- スコーピングの進め方について - 環境庁

(3) 日本の法制度 3-8) 環境影響評価法 3-8-2) 環境影響評価法の目的と対象事業

環境影響評価法の対象事業

事業の種類	第一種事業の規模	第二種事業の規模
1 道路（大規模林道を新規追加。）		
高速自動車国道	すべて	—
首都高速道路等	4車線以上のもの全て	—
一般国道	4車線 10 km以上	7.5 km以上 10 km未満
大規模林道	2車線 20 km以上	15 km以上 20 km未満
2 河川（二級河川に係るダム、工業用水堰、灌漑用水堰、上水道川堰を追加、規模の引き下げ）		
ダム	湛水面積 100ha 以上	75 ha 以上 100 ha 未満
堰		
湖沼水位調節施設	改変面積 100ha 以上	75 ha 以上 100 ha 未満
放水路		
3 鉄道（普通鉄道、軌道（普通鉄道相当）を新規追加。）		
新幹線鉄道（規格新線を含む）	すべて	
普通鉄道（地下化、高架化を含む）	10 km 以上	7.5 km 以上 10 km 未満
軌道（普通鉄道相当）		
4 飛行場	滑走路長 2500m 以上	1875m 以上 2500m 未満
5 発電所（新規追加、自家発電、卸供給を含む。）		
水力発電所	出力 3 万 kw 以上	2.25 万 kw 以上 3 万 kw 未満
火力発電所（地熱以外）	出力 15 万 kw 以上	11.25 万 kw 以上 15 万 kw 未満
火力発電所（地熱）	出力 1 万 kw 以上	7500kw 以上 1 万 kw 未満
原子力発電所	すべて	—
6 廃棄物最終処分場	30ha 以上	25ha 以上 30ha 未満
7 公有水面埋立及び干拓	50ha 超	40ha 以上 50ha 以下
8 土地区画整理事業	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
9 新住宅市街地開発事業		
10 工業団地造成事業		
11 新都市基盤整備事業		
12 流通業務団地造成事業		
13 宅地の造成の事業(工業団地を含む)		
環境事業団		
住宅都市整備公団		
地域振興整備公団		
港湾計画	埋立・掘込み 300ha 以上	—

生物の多様性分野の環境影響評価技術検討会(1999)：生物の多様性分野の環境影響評価技術検討会中間報告書、生物の多様性分野の環境影響評価技術(1)－スコーピングの進め方について－ 環境庁

(3) 日本の法制度

3-8) 環境影響評価法

3-8-3) 法に基づく手続きの概要

環境影響評価法に基づく手続きの概要について、手続きの流れに沿って以下に示す。

a) スクリーニング(第二種事業の判定)

第二主事業については、事業の許認可等を行う行政機関が、都道府県知事の意見を聴いて、環境影響評価を行わせるかどうかの判定を行う。判定の基準は、環境庁長官が定める基本的事項をもとに、事業種ごとに事業所管大臣が主務省令で定めている。

b) スコーピング(方法書の手続き並びに環境影響評価の項目及び手法の選定)

事業が環境に及ぼす影響は、個々の事業の具体的な内容(事業特性)や実施される地域の環境の状況(地域特性)に応じて異なることから、環境影響評価の項目及び調査・予測・評価の手法を画一的に定めるのではなく、個別の案件ごとに項目・手法を絞り込んでいくための仕組みとして、スコーピングを導入した。

事業者は、事象特性及び地域特性の把握を進めるとともに、環境影響評価の項目及び手法の案を記載した「環境影響評価方法書」を作成し、公告・縦覧して、都道府県知事・市町村長・住民等の意見を聴き、これらの意見や事業特性・地域特性の把握結果等を踏まえ、具体的な環境影響評価の項目及び手法を選定する。

住民等には地域的な限定はなく、環境の保全上の意見であれば誰でも意見を提出できる。

事業計画の早期段階で環境保全の見地からの意見を聴くことにより、柔軟な計画変更も可能となる。

c) 環境影響評価の実施及び環境影響評価準備書の手続

事業者は、環境影響の調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行い、その結果を記載した「環境影響評価準備書」を作成し、公告・縦覧して都道府県知事・市町村長・住民等の意見を聴く。

方法書と同様に、住民等には地域的な限定はなく、環境の保全上の意見であれば誰でも意見を提出できる。

準備書には、項目ごとに調査・予測・評価の結果を整理したもの、環境保全のための措置(複数案などの検討経過も含む)、事業着手後の調査、環境影響の総合的な評価などについて記載する。

d) 環境影響評価書の手続

事業者は、準備書手続で得られた意見を踏まえて、「環境影響評価書」を作成する。評価書について、環境庁長官は必要に応じ許認可等を行う行政機関に対し意見を述べ、許認可等を行う行政機関は、当該意見を踏まえて、事業者に意見を述べる。

事業者は、これらの意見を踏まえて評価書を再検討し、必要に応じて評価書を補正し、環境影響評価手続の成果として最終的な評価書を公告・縦覧する。

事業者は、準備書に対する意見に対して見解をとりまとめるとともに、必要に応じ事業計画や環境影響評価の内容の修正(追加的な調査・予測・評価や環境保全措置の再検討を含む)を行い、評価書を作成する。

この評価書に対し、環境庁長官及び許認可等を行う行政機関から提出された環境の保全上の意見を踏まえて、事業者は、環境影響評価書の再検討を行い、必要に応じ事業計画や環境影響評価の内容の修正（追加的な調査・予測・評価や環境保全措置の再検討を含む）を行い、評価書を補正する。

e) 許認可等における環境保全の審査

許認可等を行う行政機関は、許認可等の審査にあたり、評価書に基づいて対象事業が環境保全に適正に配慮されているかどうかの審査を行い、その結果を許認可等に反映する。

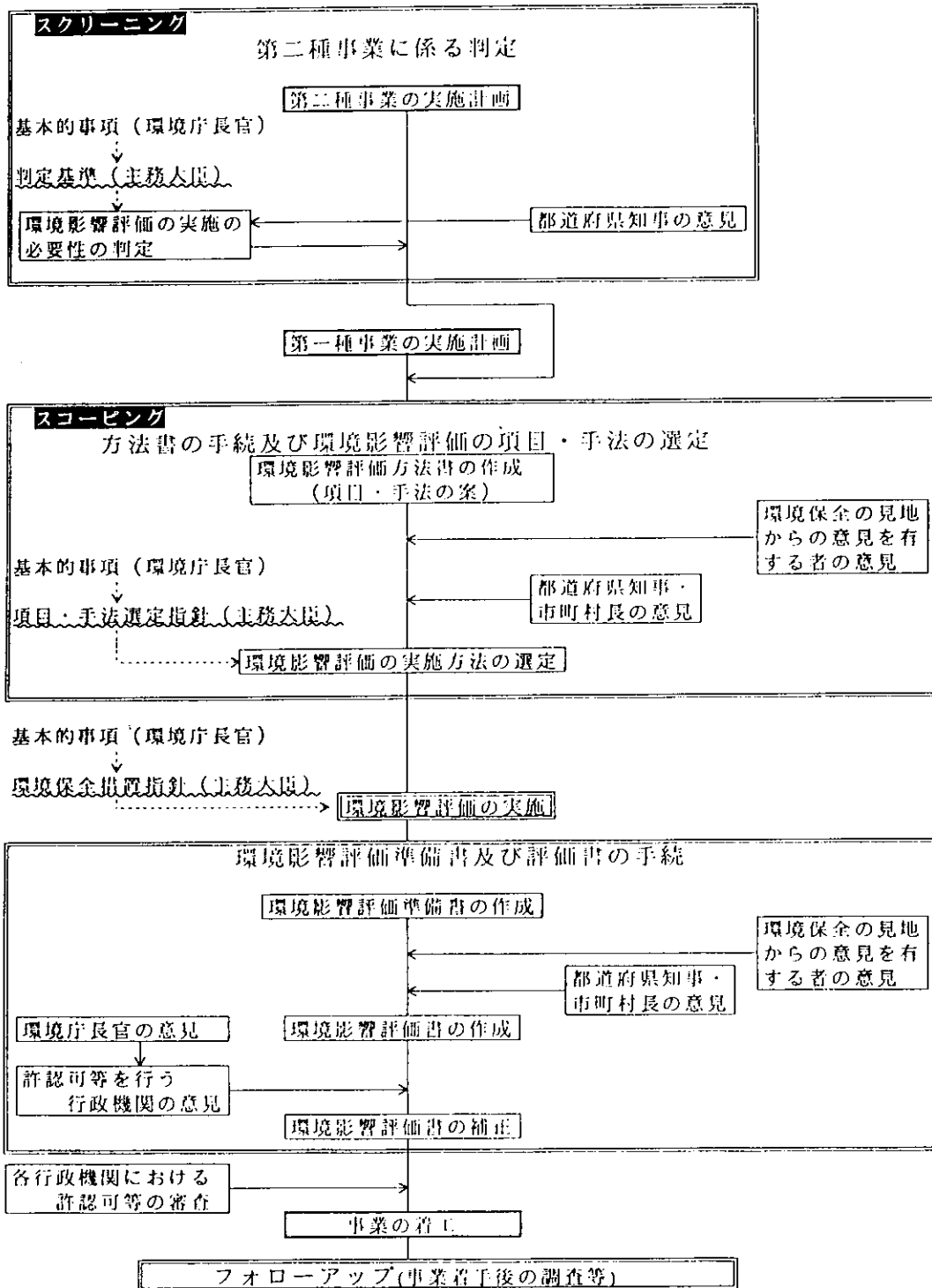
この審査の結果、許認可等の処分で事業を拒否したり、環境の保全上の条件をつけることができる。

f) フォローアップ（事業着手後の調査等）

予測の不確実性に鑑み、環境保全措置の一環として、事業着手後の環境の状況を把握する措置（事業着手後の調査等）について準備書・評価書に記載する。

(3) 日本の法制度 3-8) 環境影響評価法 3-8-3) 法に基づく手続きの概要

国 事業者 地方公共団体 住民等



環境影響評価法の手続の流れ (フロー)

生物の多様性分野の環境影響評価技術検討会 (1999) : 生物の多様性分野の環境影響評価技術検討会中間報告書、
 生物の多様性分野の環境影響評価技術 (1) -スコーピングの進め方について- 環境庁

(3) 日本の法制度

3-9)文化財保護法、温泉法、森林法

a) 文化財保護法

「文化財の保護、活用をはかり、国民の文化的向上、世界文化の進歩に貢献すること」を目的とする。同法では文化財として以下の5種類を定めている。

ア．有形文化財（建造物、絵画、彫刻、工芸品、古文書、考古資料等）

イ．無形文化財（演劇、音楽、工芸技術等）

ウ．民俗文化財（衣食住・生業・信仰等に関する風俗慣習及びこれらに用いられる衣服・器具等）

エ．記念物（貝塚・古墳等の遺跡、庭園・峡谷・山岳等の名勝地、動物・植物・地質鉱物）

オ．伝統的建造物群（周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群＝歴史的な集落・町並）

このように文化財は、わが国民がこれまでに創りあげ、護ってきたさまざまな文化的所産及びこれに密接に関係してきた国土の構成要素である自然、景観等を広くとらえたものであるが、これら各種の「文化財」のうち「記念物」と「伝統的建造物群」は、一定の地域に所在する遺跡、動植物、地形・地質、景観、風致などを対象としており、広く「自然」としてとらえることができるものである。

「記念物」のうち重要なものについては、文部大臣が「史跡」、「名勝」、「天然記念物」（特に重要なものは「特別史跡」、「特別名勝」、「特別天然記念物」）に指定し保護することができることとされている。

動植物では種指定と地域指定の天然記念物があり、種、地域共に指定対象の現状変更が規制されているため希少種の保存法の役割を果たしてきた。しかし、対象の指定は学術上で貴重なものとされ、野生動物と家畜・品種が同じレベルで指定されており、生息地等の基準がなく、希少種の保護管理面の規定がない。

b) 温泉法

わが国は、世界でも有数の温泉国であり、温泉地は国民の保健休養地として極めて重要な役割を果たしている。

温泉法は、「温泉を保護しその利用の適正を図り、公共の福祉の増進に寄与すること」を目的に、昭和23年7月に制定されたものである。これは、貴重な天然資源である温泉を永久に保護し、その適正な利用の確保を図るため、温泉を掘削、増掘する場合、または動力を装置する場合、都道府県知事の許可を、また温泉を公共の浴用または飲用に供しようとする場合は、都道府県知事または保健所設置市の市長の許可を受けなければならない等必要な規制を定めている。

c) 森林法

「森林計画、保安林その他森林に関する基本的事項を定めて、森林の保存培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資すること」を目的とする。直接的に自然環境保全を目的とするものではないが、「全国森林計画は、良好な自然環境の保全及び形成その他森林の有する公益的機能の維持増進に適切な考慮が払われたものでなければならない」（第4条）とされ、農林水産大臣の指定する保安林においては、立木の伐採や土地の形質変更行為は許可が必要となる。

また法的制度ではないが、林野庁が独自に指定する保護林制度などは、極めて重要な役割を果たしている。保護林は自然維持林として位置づけられ、原則として木材生産のための伐採はしない。保護林のうち森林生態系保護地域は知床などの原生的な天然林を保存し、動植物の保護を行うものである（1997年現在、26カ所、約32万ヘクタール）。特定動物生息地保護林は「特定の動物の繁殖地、生息地等の保護を図り、併せて学術研究に資すること」を目的とする（27カ所、約1.2万ヘクタール）。設定の基準は、（1）希少化している動物の繁殖地または生息地、（2）他に見られない集団的な動物の繁殖地または生息地、（3）その他保護が必要と認められる動物の繁殖地または生息地である。1カ所ずつの面積は小さい。

自然保護年鑑刊行会（1996）：6．自然とのふれあいの増進、自然保護年鑑3、日生社

藤巻 裕蔵 他（1995）：野生動物の保護管理、野生動物学外論（田名部雄一他）、朝倉書店

川道 美枝子（1997）：野生哺乳類の保護に係わる法律、レッドデータ 日本の哺乳類、日本哺乳類学会

(3) 日本の法制度

3-9) 文化財保護法、温泉法、森林法

天然記念物と特別天然記念物の指定基準(昭和26年5月10日文化財保護委員会告示第2号)

天然記念物

(以下に掲げる動物・植物および地質鉱物のうち学術上貴重で、わが国の自然を記念するもの)

1. 動物

- ①日本固有の動物で著名なもの及びその棲息地
- ②特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地
- ③自然環境における特有の動物または動物群集
- ④日本に特有な畜養動物
- ⑤家畜以外の動物で海外よりわが国に移植され現時野生の状態にある著名なもの及びその棲息地
- ⑥特に貴重な動物の標本

2. 植物

- ①名木、巨樹、老樹、奇形木、栽培植物の原木、並木、社叢
- ②代表的原始林、希有の森林植物相
- ③代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落
- ④代表的な原野植物群落
- ⑤海岸及び砂地植物群落の代表的なもの
- ⑥泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
- ⑦洞穴に自生する植物群落
- ⑧池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、せん苔類、微生物等の生ずる地域
- ⑨着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
- ⑩著しい植物分布の限界地
- ⑪著しい栽培植物の自生地
- ⑫珍奇または絶滅に瀕した植物の自生地

3. 地質鉱物

- ①岩石、鉱物及び化石の産出状態
- ②地層の整合及び不整合
- ③地層の褶曲及び衝上
- ④生物の働きによる地質現象
- ⑤地震断層など地塊運動に関する現象
- ⑥洞穴
- ⑦岩石の組織
- ⑧温泉並びにその沈殿物
- ⑨風化及び侵食に関する現象
- ⑩硫気孔及び火山活動によるもの
- ⑪氷雪霜の営力による現象
- ⑫特に貴重な岩石鉱物及び化石の標本

4. 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域(天然保護区域)

特別天然記念物

天然記念物のうち世界的に又国家的に価値が特に高いもの

(3) 日本の法制度

3-10) 生物多様性国家戦略

a) 背景

1980年代後半に生物多様性保全のための国際的な取り組みを促進する必要性が強く認識され、1992年には生物多様性条約が採択された。こうした動きを受け、国内でも生物多様性保全の重要性が認識され、1993年に制定された環境基本法では、環境保全施策の策定及び実施のための指針の一つとして生物多様性の確保(保全)が位置づけられた。また、環境基本法に基づき1994年に閣議決定された環境基本計画では、1993年に発効した生物多様性条約に基づき、生物多様性国家戦略を策定することが明記された。

わが国では、生物多様性条約が発効する以前から各省庁によりそれぞれ独自に生物多様性に関連する施策が進められてきたが、条約発効を受けて、施策の一層の推進を図ることが重要な課題となり、政府として一本化した基本方針の下に生物多様性に関連する施策を相互に有機的連携を図りながら、総合的計画的に進めるための国家戦略が策定されることとなった。

b) 国家戦略に示された基本方針

生物多様性国家戦略に示された生物多様性の保全とその持続可能な利用のための基本方針は次の通りである。

(1) 基本的な考え方

現代の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動の生活様式のあり方を問い直し、生産と消費のパターンを持続可能なものに変えていく必要があるとの基本認識に立って、生物多様性を保全し、その構成要素(すなわち、生物やその生息地など)の持続可能な利用を図る。このことは、現在の世代ばかりでなく、将来の世代の可能性を守るためにも、きわめて重要な課題である。

また、世界の生物多様性の保全のためには人類も地球生態系の一員であるとの基本認識に基づき、各国がそれぞれ自国の生物多様性の保全に努めるとともに、地域的、世界的な協力を通じて、相互に連携を保ちつつ、保全施策・事業の実施促進を図ることが重要である。

(2) 長期的な目標及び当面の政策目標

21世紀の半ばまでに達成すべき長期的な目標は、

ア．日本全体として及び生物分布の観点からの代表的な区分毎に、生物多様性の保全と持続可能な利用が図られているとともに、都道府県及び市町村のレベルにおいても、地域特性に応じた保全と持続可能な利用が図られていること。

イ．生物の再生産・繁殖の過程や多様な相互関係が将来の進化や変化の可能性を含めて保全されるように、まとまりのある比較的大面積の地域が保護地域等として適切に管理され、相互に有機的な連携が図られていること、の2つとする。

これらの長期的な目標を達成するための当面の政策目標は、

ア．動植物に絶滅のおそれが生じないこと

イ．生物多様性保全上重要な地域が適切に保全されていること

ウ．生物多様性の構成要素(個々の生物やその生息地)の利用が持続可能な方法で行われていること

の3つとする。

また、生物多様性の保全とその持続可能な利用は、地球規模で取り組むべき人類共通の課題であることから、国内における取り組みにとどまらず、各国との国際的協調の下にわが国の能力を活かし、その国際社会に占める地位にふさわしい国際的取り組みを積極的に推進するものである。

c) 国家戦略を受けた施策の展開

生物多様性国家戦略に基づいて積極的な展開を図るべき主要な政策分野のうち、生物多様性の保全に関するものは次のとおりである。

(1) 保護地域や野生動植物等の保全対策の強化

生物多様性保全の観点から、自然環境保全地域、自然公園、鳥獣保護区、保護林、天然記念物、保護水面等の保護地域の指定の促進及び管理の充実を図るとともに、絶滅のおそれのある種など野生動植物種の保護管理の充実強化を図る。また、保護地域の周辺地域の開発の適正化、二次的自然環境の保全及び都市地域における生物多様性の保全を進める。

(2) 社会資本整備に際しての配慮と多様性豊かな自然環境の積極的な復元・創造

社会資本整備に際して適切な環境影響評価や悪影響の最小化等により生物多様性の保全への配慮の徹底を図るとともに、二次的な自然や都市地域を中心に生物の生息・生育環境の復元や創造を積極的に推進する。

(3) 調査研究の推進及び情報の整備

生物多様性関連施策の展開のための共通基盤となる動植物の分布等の科学的知見の充実及び生物多様性の評価やモニタリング等に関する調査研究の充実、専門家のネットワーク化、動植物の目録整備等を進める。

(4) 地域レベルの取り組みの推進

地域の自然的社会的条件に応じ、県や市町村のレベルでもきめ細かな生物多様性の保全の取り組みが促進されるようにその活動を支援する。

(5) 国際協力の推進

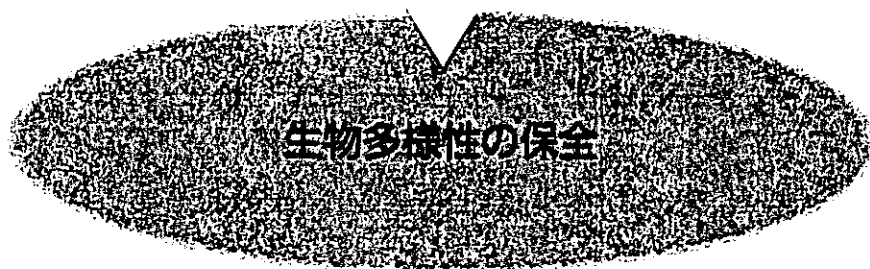
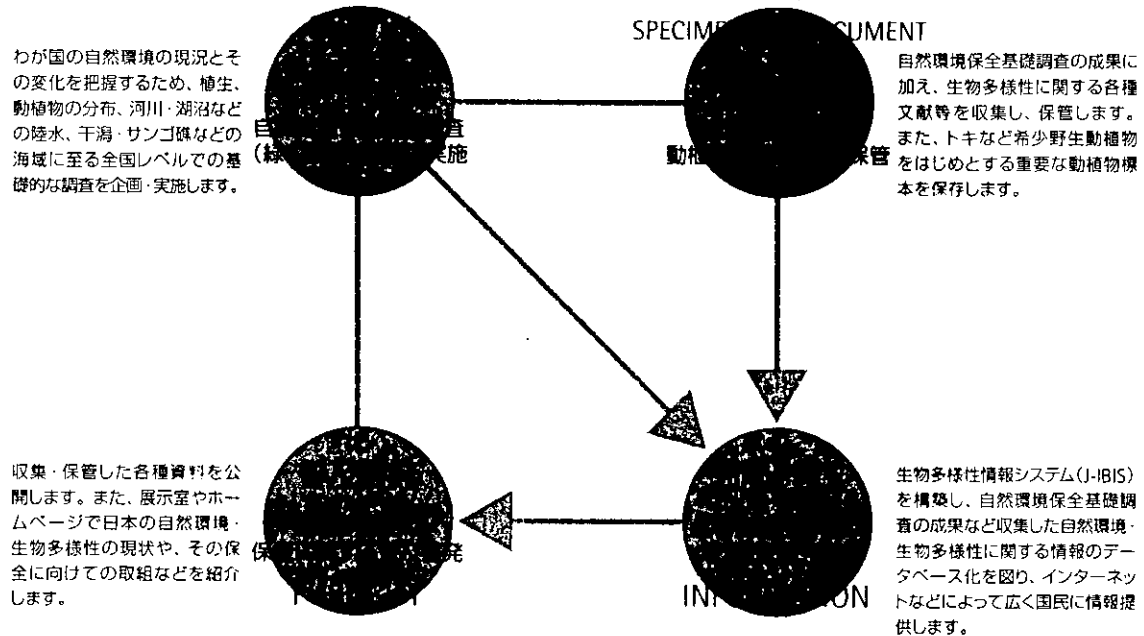
生物多様性の保全は人類共通の課題であることから、開発途上国との協力、国際的な共同研究・モニタリング計画や情報ネットワークへの参加等を通じて、世界の生物多様性の保全のために積極的に貢献する。また、わが国の経済活動が世界の生物多様性に悪影響を及ぼさないように努める。

d) 国家戦略の点検及び見直し

生物多様性条約関係省庁連絡会議は、国家戦略に基づく施策の円滑な推進を図るため、毎年、国家戦略の実施状況を点検し、その結果を公表する。国家戦略の見直しは、国民各界各層の意見を十分に聴取して、5年後を目途として行う。

自然保護年鑑刊行会（1996）：生物多様性の保全をどう進めるか？、自然保護年鑑 4、日生社

■ 機能図



わが国の生物多様性保全の拠点となる環境庁自然保護局生物多様性センター(山梨)の機能
環境庁自然保護局:「生物多様性センター」リーフレット